

資料1

資料

令和3年4月23日
財 務 省

目次

1. 令和3年4月～6月の地震保険制度等研究会について
・・・1
2. 南海トラフ地震臨時情報に対する地震保険の対応について
・・・3
3. 地震保険におけるデジタル化の取組状況について
・・・11

1. 令和3年4月～6月の地震保険制度等研究会について

令和3年4月～6月の地震保険制度等研究会について

- 南海トラフ地震臨時情報に対する地震保険の対応
- 立地割増・立地割引
- 地震保険におけるデジタル化の取組状況
- 建物と家財の被害に係る支払状況の研究の中間報告
- その他

2. 南海トラフ地震臨時情報に対する 地震保険の対応について

これまでの経緯等

経緯

○地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)抄

(警戒宣言が発せられた場合における地震保険契約の締結の停止)

第四条の二 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第九条第一項の規定に基づく地震災害に関する警戒宣言(以下この条において「警戒宣言」という。)が発せられたときは、同法第三条第一項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち当該警戒宣言に係る地域内に所在する保険の目的については、保険会社等は、当該警戒宣言が発せられた時から同法第九条第三項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日…までの間、政府の再保険契約に係る地震保険契約(政令で定めるものを除く。)を新たに締結することができない。

○中央防災会議南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ報告(平成30年12月)抜粋

現在の科学的知見では、南海トラフ地震…を確度高く予測することはできない。…不確実ではあるものの、大規模地震発生の可能性が…相対的に高まっていると評価される現象が観測された場合には…この情報を活用して…被害をできるだけ減らしていくという考え方が重要となる。

○南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和元年改定)抜粋

…気象庁が次の情報を発表した場合においては…災害応急対策を実施する。

・南海トラフ地震臨時情報…

第2回研究会等における主な意見

○ 強靱性の確保のため、現在の制度を臨時情報にも適用できるようにすべきではないか。

○ 加入制限の有無は、地震保険制度の公平性のみならず強靱性にも関わる。

○ 加入制限によって自助の手段を奪ってしまうと、結局、自治体や国の負担増に回ってくることになるので、自助の手段として、いつでも引き受けることができるようにしておくことが望ましいのではないか。

○ 警戒宣言の発令時に地震保険の加入制限がかけられる理由は、逆選択の防止にある。加入制限がかけられるべきか否かという検討のポイントは、警戒宣言と臨時情報とで、どの程度の確度でリスクが高まったかというレベル感の違いがあるか否かによる。

○ 地震保険制度の趣旨からすれば、被害を受けやすい人の加入制限は行いにくい。他方、既に参加している人との公平性も重要である。折衷案として、臨時情報の発表時にはリスクの公平性を担保できる程度に保険料率を変えるということも頭の体操として考え得るのではないか。

<第2回研究会における座長のまとめ>

○ 出てきたアイデアは2つ。1つは、加入制限をかけるという対応をするのか、あるいは、72時間という1回当たりの地震の定義を少し柔軟化するか。ただ、いずれにしても法律改正マターになるということだと思います。そちらはいろいろと考えなければいけないことかなと思うのですけれども、では、今回はとりあえず悩ましいなというところで話はおしまい。

地震保険制度に関するプロジェクトチーム報告書(抜粋)

地震保険制度に関するプロジェクトチーム報告書(平成24年11月)抜粋 (注意情報の取扱い)

2. 強靱性

(4) 加入制限

巨大地震発生後の駆け込み加入等、リスク増大時の契約急増は、保険収支の均衡を損ない、長く保険料を払ってきた加入者との公平性の問題を惹起する。こうしたことへの対応として、現行地震保険法において東海地震警戒宣言発令時に限定されている加入制限の適用範囲について、これを拡大すべきか検討を行った。

加入制限の適用範囲の拡大は、消費者にとって明らかな制度後退と受けとめられる懸念がある。地震国日本における安心の拠り所を国民に提供するという制度本来の趣旨からすれば、加入制限の適用範囲は、地震予知にある程度の確度が認められる場合など極めて限定的なものとするべきであり、適用範囲の拡大には慎重に対応すべきである。ただし、制度の強靱性を確保する観点から、リスク増大時の契約急増を回避する方策の意義は認められるので、地震予知の体制も含め、防災に係る制度の整備状況を踏まえつつ、今後の課題として引き続き検討していく必要がある。

(参考) 東海地震に関する情報と防災対応

○警戒宣言

根拠法令	大規模地震対策特別措置法（大震法）第9条
概要	内閣総理大臣が、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合に、閣議にかけて発する
対象地域	東海地震に係る地震防災対策強化地域 指定地域（平成24年内閣府告示第41号）：1都7県157市町村
確度 (地震予知情報の確度)	…百発百中ということはありませんけれども、やはり二、三回たとえば空振りといえますか、そういうことがあっても、その次には恐らく成功するだろう… (昭和55年5月8日衆議院大蔵委員会 気象庁答弁) ※
主な防災対応	大震法に基づく道路交通規制（第24条）等、 中央防災会議決定「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」に定められている地震防災応急対策

○東海地震注意情報

根拠法令	(気象業務法第11条に基づき発表する情報の1つ)
概要	観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合に気象庁が発表
対象地域	東海地震に係る地震防災対策強化地域 指定地域（平成24年内閣府告示第41号）：1都7県157市町村
確度	(地震予知情報より危険度が低い) ※
主な防災対応	中央防災会議決定「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」に定められている準備行動

※ 平成24年3月7日の中央防災会議「防災対策推進検討会議」において設置された南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの報告で、「現在の科学的知見からは、確度の高い地震の予測は難しい」との結論。

(出典)内閣府HP等より作成

(参考) 南海トラフで異常な現象が観測された際の防災対応

○南海トラフ地震臨時情報

根拠法令	(気象業務法第11条に基づき発表する情報の1つ)
概要	南海トラフ沿いでM8.0クラスの地震が発生した場合等、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁から発表
対象地域	南海トラフ地震防災対策推進地域 指定地域(平成26年内閣府告示第21号) : 1都2府26県707市町村
確度	(現在の科学的知見では、南海トラフ地震…を確度高く予測することはできない。(中央防災会議南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討WG報告(平成30年12月))) (参考) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和元年5月31日) 「世界の事例では、M8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度とされており、また、M7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度」とされている。
主な防災対応	中央防災会議決定「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に定められている災害応急対策

(出典)内閣府HP等より作成

関連法令① 大規模地震対策特別措置法(抄)

大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)抄

(警戒宣言等)

第九条 内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 強化地域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体(以下「居住者等」という。)に対して、警戒態勢を執るべき旨を公示すること。
- 二 強化地域に係る指定公共機関及び都道府県知事に対して、法令又は地震防災強化計画の定めるところにより、地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨を通知すること。

2、3 (略)

<参考>

○昭和55年5月8日 衆議院大蔵委員会 気象庁答弁(抜粋)

…大規模な地震になればなるほど前兆があらわれやすいわけでございます。そのあらわれやすい前兆を使いますと、これは地震の予知が可能でございます。…百発百中ということはできませんけれども、やはり二、三回たとえば空振りといえますか、そういうことがあっても、その次には恐らく成功するだろうという私たちの確信というか、そういう方向で私たちはいろんな整備をしているわけでございます。

○国土庁長官官房震災対策課監修・大規模地震対策研究会編著『詳解 大規模地震対策特別措置法』(1979、ぎょうせい)抜粋

第一編 総論

第一章 地震予知の現状について

八 予知情報の確度

…理論的帰結としては予知情報は出せる筈である。あえて確度というなら、二、三回の空振り(警戒宣言解除)はあるかもしれないが、見逃しはないものと理解していただきたい。

関連法令② 気象業務法(抄)

気象業務法(昭和27年法律第165号)抄

(定義)

第二条 (略)

2~4 (略)

5 この法律において「観測」とは、自然科学的方法による現象の観察及び測定をいう。

6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基く現象の予想の発表をいう。

7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

8 (略)

(観測成果等の発表)

第十一条 気象庁は、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測の成果並びに気象、地象及び水象に関する情報を直ちに発表することが公衆の利便を増進すると認めるときは、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下単に「報道機関」という。)の協力を求めて、直ちにこれを発表し、公衆に周知させるように努めなければならない。

(地震防災対策強化地域に係る地震に関する情報等の報告)

第十一条の二 気象庁長官は、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測及び研究並びに地震に関する土地及び水域の測量の成果に基づき、大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第三条第一項に規定する地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、政令で定めるところにより、発生のおそれがあると認める地震に関する情報(当該地震の発生により生ずるおそれのある津波の予想に関する情報を含む。)を内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(予報及び警報)

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象(地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。)、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2、3 (略)

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起るおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2~5 (略)

都道府県ごとの付帯率

(%)

北海道	59.1	東京	60.4	滋賀	65.7	香川	74.1
青森	67.0	神奈川	61.9	京都	63.1	愛媛	72.4
岩手	72.3	新潟	69.6	大阪	66.5	高知	86.8
宮城	87.0	富山	60.3	兵庫	64.6	福岡	73.3
秋田	73.3	石川	60.7	奈良	70.2	佐賀	58.4
山形	66.3	福井	66.3	和歌山	67.1	長崎	52.0
福島	75.2	山梨	73.5	鳥取	74.5	熊本	82.3
茨城	64.6	長野	64.7	島根	64.1	大分	71.5
栃木	69.7	岐阜	77.7	岡山	64.8	宮崎	83.0
群馬	62.2	静岡	66.8	広島	72.6	鹿児島	81.7
埼玉	63.4	愛知	74.6	山口	66.7	沖縄	57.6
千葉	62.3	三重	71.8	徳島	75.3		

全国平均：66.7%

※令和元年度

※網掛け：南海トラフ地震防災対策推進地域(1都2府26県(内閣府告示))

青字：付帯率上位5都道府県

赤字：付帯率下位5都道府県

3. 地震保険におけるデジタル化の取組状況について

地震保険におけるデジタル化の取組状況について

経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)抜粋

第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備(デジタルニューディール)

(4) 変化を加速するための制度・慣行の見直し

① 書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。…また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する。…